

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第三百一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の  
規定により次の肥料を登録した。

昭和二十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 目次

- ◇告示 肥料取締法に基づく肥料の登録
- 建築代理業者の登録
- 魚市場の変更登録
- 土地改良区の役員の就任
- 土地改良区の指定
- 鶏の移入禁止区域の指定
- 農地法に基づく土地配分計画の作成
- 家畜改良増殖法に基づく人工授精講習会の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量%	住 産 業 者 名
		窒素全量 磷酸全量 加里全量	

鳥取県第二二一号 五、〇 菜種油粕 五、〇 二、〇 一、〇 鳥取市湖山町新川六六一 影井 正芳

鳥取県告示第三百二二号  
鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年六月八日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 三〇二二九、五、二八  
年月日 八頭郡安部村大字安井宿  
現本 智頭町大字芦津  
住 所 籍 事務所所在地 業務管理者  
入江建設事務所 一級建築士  
入江 雄太郎 入江 雄太郎

鳥取県告示第三百三三号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）  
第五条の規定により上井魚市場について次のように変更  
登録した。

昭和二十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

魚市場の所在地

新 鳥取県倉吉市上井三二八番地  
旧 鳥取県東伯郡上井町上井二一三番地の二

鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条  
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が  
就任した旨届出があつた。

昭和二十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

下中山村中井手土地改良区

理事 江原 英雄 東伯郡下中山村大字栄田  
太田 慶治  
手島 治藏 大字田中  
野川 延造

新開川土地改良区

理事 井上 光恵 米子市東福原  
" 宮崎 良孝 " 西福原  
" 国尾 春吉 " " "  
" 永見 正栄 " 両三柳  
" 竹本美佐雄 " 上福原  
" 井上 福壽 " " "  
" 八尾高三郎 " 皆生  
" 山口 繁 " 西福原

小路田井土地改良区

理事 赤井 周次 西伯郡成実村大字古市  
" 長田喜太郎 " 大字新山  
" 木村 清 " " "  
" 大江 武一 " " "  
" 末吉 泰治 " 大字古市  
" 潮 淳 " " "  
" 山根 源重 " 大字吉谷  
" 清水 浅市 " " "  
" 山本 勝美 " " "  
" 松林 武雄 " " "  
" 白子 貞治 " 大字奈喜良  
" 山根 茂 " " "  
" 齊木千代徳 " 大字石井  
" 能見 房一 " 大字新山  
" 齊木 茂樹 " 大字石井  
" 牧 茂富 " " "  
" 友長 要 " 大字古市

成実村土地改良区

土地	湖山(賀露)	鳥取市(大和)	旧鳥取連隊鳥取射撃場	浦富町	小田村	安部村	日置村	逢坂外四(上中山退休寺原)
鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	岩美	小田	安部	日置	東伯
賀露	賀露	賀露	宇倍野	浦富	高住	日下部	早牛	上中山
玉津	玉津	玉津	岩倉	松谷	延興寺	安井宿	唐川	羽田井
二	二	二	一	二	三	四	一	二四
〇、一七二八	〇、一七二八	〇、一七二八	〇、八二二八	〇、二〇〇〇	〇、四六〇〇	〇、二二二〇	〇、〇四一八	一、二九二二

鳥取県告示第三百五号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定により移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和三十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
移入禁止区域 京都府

鳥取県告示第三百六号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づいて土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

理事	德本 貴一	東伯郡東伯町大字八橋
花本 美雄	東伯郡東伯町大字八橋	
大塚 辰蔵	東伯郡東伯町大字八橋	
松岡 定造	東伯郡東伯町大字八橋	
中本 眞一	東伯郡東伯町大字八橋	
井上 武雄	東伯郡東伯町大字八橋	
監事 押本 久蔵	東伯郡東伯町大字八橋	
鉄本 韶平	東伯郡東伯町大字八橋	
米川土地改良区	米子市立町	
監事 小椋 智一	米子市立町	
山本 春信	倉吉市小田	
尙徳村四ヶ村堰土地改良区		
監事 大谷 尙雄	西伯郡成実村大字日原	
高田 三郎	米子市兼久	
北条砂丘土地改良区		
監事 中本 豊一	東伯郡下北条村大字下神	
池田 律	中北条村大字江北	
茂住 正	大誠村大字原	
福守土地改良区		
理事 小林 文蔵	倉吉市福守	
前田 清蔵	倉吉市福守	
小林 万吉	倉吉市福守	
生原 茂郎	倉吉市福守	
石村 兼孝	倉吉市福守	
西尾 秀雄	倉吉市福守	
池田 栄	倉吉市福守	
岩本愛之介	倉吉市福守	
大番 虎蔵	岡田	
田中 安治	不入岡	
後藤 美信	不入岡	
田中 重敏	不入岡	
田中 正信	国府	
伊藤 米一	福守	
新田 久夫	福守	

下中山村 〇〇七二七  
 手間村 〇〇九二三  
 西伯 手間 田住

鳥取県告示第三百七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六  
 条第二項第二号に規定する牛並びに豚の人工授精講習会

を次のように実施する。

昭和二十九年六月八日  
 鳥取県知事 西尾愛治

一、家畜の種類 牛、豚  
 二、日程

日	時	科	目	開催地
六月十四日	自午前八時 至午後六時	関係法規	生殖器解剖	東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場
"	"	家畜改良と登録	胎生遺傳概論 種付の理論	"
"	"	繁殖生理	胎生遺傳概論 消毒	"
"	"	生殖器解剖実習	繁殖生理 発情鑑定実習	"
"	"	精虫生理	器具機械 精液精虫検査法	"
"	"	人工授精	人工授精	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年六月八日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

- 一 日時 六月九日午前十時半
- 二 場所 県教育委員会会議室
- 三 議題 定例報告について  
その他

- " 二十日 " 人工授精実習 人工授精実習
- " 二十一日 " 人工授精 人工授精
- " 二十二日 " 人工授精実習 人工授精実習
- " 二十三日 " 修業試験 修業試験

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様のご日常生活に  
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和29年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町

印

刷

所